

もくじ

- (2面) 12月定例会
本会議の質問から(1)
- (3面) 本会議の質問から(2)
12月定例会審議の結果
常任委員会の動き
特別委員会の動き
議員提案により「清潔で美しい高知県をつくる条例」ができました
- (4面) 常任委員会の委員長報告の要旨
お知らせ
2月定例会の開催日程(予定)
ほか

こうち 県議会 だより

第36号



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

こうち県議会だよりは、定例会(2月・6月・9月・12月)に合わせて年4回発行

●編集・発行

高知県議会

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

TEL 088-823-9536

FAX 088-872-8411

E-mail 210101@ken.pref.kochi.lg.jp

http://www.pref.kochi.jp/~gikai/

あったか高知は華ざかり

花・人・土佐

であい博 2008

2008年3月1日(土)から2009年2月1日(日)まで高知県内で「花・人・土佐であい博」が開催されます。

「花と出会い
人に出会う
そして
土佐流のもてなしとのであい」

をコンセプトに、花でお迎えしながら、高知県内各地域の様々な地域資源や人との出会いを体感していただけるソフトの博覧会です。特定の会場やパビリオンを持たず、各地域で「花」「食」「街」「収穫」「体験」等の優れた地域資源をテーマとして、四季それぞれに、各地域ならではの様々なイベントで、全国の方々をお迎えします。



■お問い合わせ先

高知県観光部花・人・土佐であい博推進課内
花・人・土佐であい博推進委員会
TEL 088-823-9706



3月20日から開催される四万十花まつりキャンペーンの一つ「菜の花まつり」(四万十市不破)

12月定例会トピックス

(会期12月12日～12月27日【16日間】)

●開会日(十二月十二日)

「対話と実行」の県政の実現にまい進

尾崎知事初の所信表明

尾崎知事は、本会議で初めての所信表明を行いました。知事は、その中で、県政運営の基本は、「対話と実行」の県政の実現と述べ、県民との対話を通じて、地域の課題を正確に認識するとともに、高知の良さ、宝を再発見し、諸課題の解決と県勢浮揚に向け、土佐人の知恵と行動力を生かす官民協働の県政運営を行うと述べました。続いて、将来に希望の持てる県づくりに向けて、①経済の活性化、②インフラの充実と有効活用、③子育て支援・教育の充実、④県民の安全・安心の確保、⑤日本一の健康長寿県づくりの五つの基本政策を掲げました。また、これらの取り組みを進めていくために財政健全化や東京事務所の本格強化をはじめとする組織体制強化等を図ると述べました。その後、当面の県政課題について述べた後、今定例会に提出した二十三の議案について説明しました。

■議員提案条例二件を提出

議員から二件の条例議案が提出され、「清潔で美しい高知県をつくる条例議案」については森田英二議員(自由民主党)が、「高知県立総合看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案」については坂本茂雄議員(県民クラブ)が、それぞれ提出者を代表して提案説明をしました。

■決算審査報告と決算特別委員会

決算特別委員会の審査結果が報告され、採決の結果、平成十八年度一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算議案十九件を全会一致で認定しました。

●本会議質問(十二月十七日～十九日)

知事の政治姿勢等について論議

本会議では、八名の議員が知事の政治姿勢や教育問題等について、質問を行いました。

●常任委員会審査(十二月二十日～二十五日)

審査の結果、付託された議案二十五件のうち二十四件を可決・承認、一件を否決しました。請願については、二件を採択、二件を不採択、一件を継続審査としました。

●閉会日(十二月二十七日)

平成十九年度高知県一般会計補正予算案に対し、議員から債務負担行為の一部削除する修正案の提出があり、採決の結果、修正案を否決し、原案を可決しました。

知事提出議案のうち、残る議案二十二件については、原案どおり可決しました。

請願五件については、一件を採択、三件を不採択、一件を継続審査としました。

続いて知事から追加提出された十河清政企画部長の副知事選任同意議案など人事議案三件に同意しました。

議員から提出された議案のうち、条例議案については、「清潔で美しい高知県をつくる条例議案」を可決、「高知県立総合看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案」を否決しました。意見書議案については、十三件のうち十二件を可決、一件を否決、決議案については、二件を可決しました。

また、任期満了に伴う選挙管理委員及び同補充員の選挙を行い、選挙管理委員四名、同補充員四名を選びました。

12月定例会本会議の質問から



尾崎 正直知事

質問者(質問順)

十一月十七日

三石 文隆
佐竹 紀夫
田村 輝雄

十一月十八日

田頭 文吾郎
ふあーまー土居
西森 潮三

十一月十九日

式地 寛肇
西岡 寅八郎

十二月十七日 知事の政治姿勢を問う!



三石 文隆
(自由民主党)

問 知事は、対話と実行を中心に置き、県民との対話の推進を掲げているが、県議会も県民の意見を反映させるための組織体であり、県民の幸福を追求する責務を負っている。議会と執行部との関係についてどのように考えているのか。

答 知事 緊張感のある政策論議を活発に重ね、県政がよりよい方向に進む、そうした関係を築きたい。議会には、県政運営をしっかりとチェックしてもらい、また、政策提案も大いにお願したい。執行部としても、説明責任をきちんと果たすよう努めていく。

問 NPOと行政が連携して防災の取り組みを進めることが重要だ。NPOといかに関係を構築していくのか。

答 危機管理部長 日ごろから高齢者や障害者への支援活動をしているボランティアやNPOと行政が日常的に連携していくことは、被災時に迅速な支援を行う上で欠かせないものだ。県も市町村と連携して、地域の防災活動のかなめである自主防災組織の育成はもとより、NPOなどと連携し、自助、共助を基軸とした災害に強い地域社会づくりを進めていく。

問 全国学力・学習状況調査結果の分析をどのように行っているのか。いつまでに実効性のある抜本的な学力向上対策を立てるのか。

答 教育長 学校改善支援プラン検討委員会で、各教科におけるつまずきの分析、生活習慣や学習環境と学力との相関関係の分析等を進めている。支援プランの本年度中の作成に向け、教師塾の実施、研究開発校の指定、中学校の三十人学級編制研究校の拡大等を検討している。また、中学校現場を直接支援するための特命チームの編制など、中学校問題の解決のために予算と人員を集中して取り組む。

過疎対策は、重要な課題であり、国に支援プログラムの確立・強化を要請せよ!



佐竹 紀夫
(県政会)

問 新過疎法の制定や地域指定要件、対策事業等については、何に重きを置いて国に支援プログラムを要請しているのか。対応方針を聞く。

答 知事 一つは過疎地域の指定基準の見直しで、いま一つは過疎対策の内容だ。指定基準については、経過的に過疎地域に指定されている地域も引き続き指定されるようにすることが大切だ。内容面では、ハード事業中心の考え方から、地域の生活を維持するための仕組みづくりなどといった、地域の本来のニーズにあうようなソフト事業が望まれる。ハード事業についても、過疎債の適用対象事業の範囲を生活支援のための施設の整備、改修、修繕等にも拡充することで、層活用しやすくなるものと考えている。

問 県の合併構想の方向性の継続を認識すべきだが、今後どのような手法で対応していくのか聞く。

答 知事 合併だけの議論を押しつけないで、地域の実情に応じて例えば国民健康保険等の広域化を通じて住民の暮らしを守っていく仕組みづくりや、テレビの地上デジタル放送への対応といった懸案事項に連携して対応していくこと等もテーマしながら、市町村と一緒将来に向けた議論を深めていきたい。

問 基礎学力の定着、特に中学生の基礎学力のレベルアップに向けた姿勢と手法を聞く。

答 知事 基礎学力の定着状況に問題があるという全国学力・学習状況調査の結果について、一月末までをめぐり詳細な原因分析を進め、その結果等も踏まえて体系的に課題の整理をしていきたい。これらをもとに県民や学校関係者の意見も聞き、総合的な教育施策に反映していく。

障害者自立支援法の見直しを!



田村 輝雄
(県民クラブ)

問 問題点が多い障害者自立支援法に対する見解を聞く。また、自立支援法が抱える課題を国の施策にどう反映させていくのか。

答 健康福祉部長 法の方向性は大切だが、周知不足等のため利用者負担や施設報酬等の改善要望が多く出された。関係者の声を受けて改善策を実施しているが、議員御指摘のように障害特性が反映されにくい障害程度区分の判定や施設の経営基盤の安定等の課題が残っている。与党は制度の見直しの検討を行い、さる七日に報告書をまとめた。今後の見直しの動きを注視しつつ、よりよい制度となるよう国に働きかけていく。

問 シルバー人材センターが、さらに発展できるための今後の支援について聞く。また、センターは、県が随意契約できる団体となつている。県は積極的に活用すべきだ。

答 商工労働部長 意欲のある高齢者がその知識や経験を生かして多様な就業や社会参加をしていくことは大変重要なことで、今後も支援していく。センターの公共分野の契約割合は、本県は、全国平均を上回っているが、今後もセンターの活用の周知に努める。

問 発達障害児の教育の場をどう確保し、どのように教育していくのか。高等学校への高等養護学校の併設や共生コースの設置、県立療育福祉センターの発達支援部との連携等を検討する考えはないか。

答 教育長 高等学校では、継続した研修で、教職員の発達障害児への教育の理解の促進や専門性の向上等を図る。療育福祉センターとは、今後も連携の強化を図る。障害児は、地域の学校で適切な支援を受けることが理想なので、教員の専門性を高めるとともに、加配にも取り組む。別のコースや学校をつくることは、今後の研究課題だ。

利権を排し、県民との対話を!



田頭 文吾郎
(日本共産党と緑心会)

問 今回の選挙で、部落解放同盟や建設業協会から推薦を受けている。特定の勢力を特別扱いせず、利権を排し、真の意味で県民と対話をしていく、その決意を聞く。

答 知事 特定の個人や団体に毅然とした対応を行い、隠し事のない県政を進め、県庁全体でも県政改革の取り組みを継続し、公正で開かれた県政の実現に努める。私は対話と実行の県政を目指しているが、その対話とは一部の声だけに偏って向き合うものではなく、さまざまな方々との対話を通じ、よりよい方向性を見出していきたい。

問 財界はFTAやEPAでの農産物の関税撤廃を要求しているが、日本農業が壊滅的な打撃を受けるばかりか、関連産業にも多大な影響が及ぶ。地域経済が崩壊するのは必至だ。政府に対し関税撤廃に応じないよう要請すべきだ。

答 知事 関税撤廃は、他の輸出国からの更なる自由化要求につながる危険性がある。日豪EPA交渉では、重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合は、交渉継続中断も含めた判断で臨むよう、本年六月政府に要望した。今後交渉の行方を注視し、機会を見て引き続き政府に要望していく。

問 放射性廃棄物処分施設受け入れは、きつぱり拒否の姿勢を示すべきだ。また、調査に応募したら莫大な交付金を出すという、札束で頬を叩くような国の手法は許されるものではない。見解を聞く。

答 知事 施設問題は避けて通れない国民的課題で、国民全体で議論する必要があるが、まず国が十分国民に説明する義務がある。受け入れは住民の判断が大切だが、環境被害が懸念され、誘致には否定的な考えを持つている。多額の交付金の手法には疑問を感じている。

住宅の耐震改修への補助拡充を!



ふあーまー土居
(南風(みなみかぜ))

問 住宅の耐震診断を行って危険と判定されても、多額の費用を要するため改修しないケースが多い。必要最低限の部分改修でも補助対象とするなど耐震改修への誘導策を講じるべきだ。

答 土木部長 平成十七年度から始めた耐震改修の補助実績は、十一月までまだ百十七件だ。改修が進まない原因の一つは、補助金や税金の還付を差し引いても自己負担が高額なためだ。そこで、本年度から改修設計費を補助対象とするなど制度の拡充を行った。また、工事費を安価に抑える方法として二階部分だけの改修も補助対象とすることを検討している。

問 開港十年を迎える高知新港の利用状況と十四メートル岸壁の供用見込みを聞く。

答 土木部長 東工区は水深十二メートルと八メートルの岸壁を供用しており、十一メートル岸壁の昨年の取扱量は約九万トン、八メートル岸壁の本年見込みはコンテナ換算で約七千五百個だ。西工区は平成十七年にフェリー航路が相次いで廃止されたため、事業着手を見送っている。十二メートル岸壁の利用者間では日程調整の必要が生じている。今後、石炭船の大型化等も予測されることから、十四メートル岸壁の早期供用と必要な防波堤の整備促進を国に要望しており、今後も強く働きかけていく。

提案 香南市のエチオピア饅頭は、イタリア軍と勇敢に戦ったエチオピア兵に感動した店主が命名し、名前の面白さからテレビで放送され、全国に知られるようになった。今年を漢字で表すと「偏」という字だが、知事は「正偏」と書いて「まさなおだ。そこで、「正直(しょうじき)まんじゅう」というものを作って売ったら、活性化の切り口ができるのではないかと思う。

観光客誘致にソウル事務所開設を!



西森 潮三
(自由民主党)

問 韓国からの観光客誘致のため、四国四県共同のソウル事務所開設を他の三県に提案すべきだ。

答 知事 外国人宿泊数は四国、本県ともに韓国からの宿泊者が最も多いことから、韓国をターゲットとした観光客誘致は効果的だ。松山、高松の空港に韓国との定期便が就航し、交通条件も整っており、誘客を促進することができると考える。四国四県知事会議等での提案も含め、今後検討してみたい。

問 知事の東京事務所機能強化の判断は、時宜を得た判断だ。加えて、国との人事交流を進め、中央とのパイプを強化すべきだ。

答 知事 人事交流は、県と国の双方にメリットがある。今後、県と国とが頻繁な情報交換を行うべく上では、東京事務所機能強化とともに、人的ネットワークの構築は大変重要なので、人事交流を前向きに行っていくべきだ。

問 今議会に議員から提出された総合看護専門学校の助産学科の廃止を延期しようとする条例議案についての所見を聞く。

答 知事 看護教育の高度化、専門化の観点から、全国的に専門学校から大学への養成への流れとなっており、本県でも平成二十年度末に総合看護専門学校助産学科を廃止することにした。廃止決定時に見込んでいた高知女子大学看護学部への拡充や高知大学による助産師養成は遅れているが、助産師の養成は両大学で取り組む。専門学校を存続すると、両大学で助産師養成が始まるとときに専門学校で養成する助産師の数の調整が必要になり、運営費用の問題もある。大学での養成が遅れる間の緊急対策としては、助産師養成奨学金の拡充や助産師資格を持つ看護現場に携わっている人を助産現場に携わって取り組み等の対策を講じる。

中山間地域活性化について聞く!



式地 寛肇 (県政会)

過疎集落の活性化は喫緊の課題であり、国土交通省の国土施策創発調査のような事業を活用し、中山間地域の振興を図るべきだ。

政策企画部長 幾つかの集落をピックアップし、各地域にとつて一番よい仕組みとその成果や問題点は何かといった実証的な取り組みを行い、地域の実情に合うきめ細やかな仕組みをつくり上げたい。

21世紀の高知県警察を語る会のメンバー、今までの会議回数、協議内容、警察署再編の説明会等の場所、回数、参加人数、意見集約を聞く。

警察本部 委員は有識者十名で、今までに十五回開催し、スピード感のある再編、住民の理解と協力の確保等が提言された。説明会は、嶺北四カ町村等で十五回開催し、二百九十三名が参加した。本署管内の市町村等からの地元警察署の存続要望等は、重く受けとめており、統合される警察署に必要な人員を配置してパトロールや初動体制の強化を図るとともに、運転免許更新新事務など各種許可事務を継続し、住民サービス機能を確保することとしている。

国は、来年度から全国の小学生を対象に、農山漁村で一週間程度の宿泊体験活動を推進する方針だ。県下には休廃校の学校や受け入れ可能な集会所、農家もあり、早急な受け入れ体制の整備が必要だ。今後の取り組みを聞く。

農業振興部長 県では、地域内への宿泊・滞在施設への支援に取り組んでおり、平成十六年には三軒だった農家民宿等は、現在では三十九軒に増加するなど、受け入れ体制も整いつつある。今後、この国の事業の情報収集に努め、受け入れを積極的に進めようとする市町村等に対して支援を行う。

観光部長 県民会議では、接客県民運動観光の三部会に分かれて、おもてなし日本一を目指した具体的な取り組みのあり方を議論している。各部署とも、あと二回程度開催した上で意見集約し、全体会で取りまとめ、年度末にはアクションプランを策定し、観光客をおもてなしの心で迎える県民運動の実践に結びつけていきたい。

高知競馬について聞く!



西岡 寅八郎 (自由民主党)

高知競馬は相当の赤字が見込まれ廃止せざるを得ない状況だが、本県の厳しい雇用状況等の中、約六百人の競馬関係者とその家族の生活を考えたとき、どう考えるか。

知事 競馬関係者、家族の生活には非常に重いものがあり、競馬存続へ向けて最大限の努力をするという関係者の決意にも、非常に重い、固いものがある。平成二十年の経営計画が策定できるとすれば、競馬組合議会で承認が前提だが、本年度赤字額に競馬組合の財政調整基金を充当するなど、増収の道を探る努力もしながら、新たな運営赤字額について県民の負担を求めないことを改めて確認した上で、存続に向けて進んでいきたい。

知事部局は職員数を平成二十六年までに三千人体制にするとのことだが、現業務等のアウトソーシングやスリム化だけで実現可能か。実現手法を聞く。

総務部長 まず職員一人一人に能力を最大限に発揮してもらうことが必要だ。組織全体としても施策の優先度に応じた張りのある職員配置、さらなるアウトソーシング、仕事の進め方の大胆な見直し等が必要だ。このため、来年度にかけて全庁的な議論を行い、三千人体制の実現に向けて具体的な計画を作成することを予定している。

「高知県おもてなし県民会議」が策定する「おもてなしアクションプラン」の検討状況を聞く。

観光部長 県民会議では、接客県民運動観光の三部会に分かれて、おもてなし日本一を目指した具体的な取り組みのあり方を議論している。各部署とも、あと二回程度開催した上で意見集約し、全体会で取りまとめ、年度末にはアクションプランを策定し、観光客をおもてなしの心で迎える県民運動の実践に結びつけていきたい。

観光部長 県民会議では、接客県民運動観光の三部会に分かれて、おもてなし日本一を目指した具体的な取り組みのあり方を議論している。各部署とも、あと二回程度開催した上で意見集約し、全体会で取りまとめ、年度末にはアクションプランを策定し、観光客をおもてなしの心で迎える県民運動の実践に結びつけていきたい。

12月定例会審議の結果

●可決された議案(60議案) ※承認、同意、認定含む
知事提出議案(45議案)

- 予算議案(6議案)
「平成19年度高知県一般会計補正予算」
「平成19年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算」
「平成19年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」
「平成19年度高知県電気事業会計補正予算」
「平成19年度高知県工業用水道事業会計補正予算」
「平成19年度高知県病院事業会計補正予算」

- 条例議案(9議案)
「職員に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案」
「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県税条例の一部を改正する条例議案」
「高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県森林環境保全基金条例の一部を改正する条例議案」
「高知県当住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」
「高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案」
「警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」

- その他議案(7議案)
「平成20年度当せん金付証券の発売総額に関する議案」
「公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案」
「高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案」
「高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案」
「県有財産(事務用機器)の取得に関する議案」
「県有財産(備蓄用医薬品)の取得に関する議案」
「県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案」

- 報告議案(1議案)
「高知県が当事者である和解に関する専決処分報告」

- 決算議案(19議案)
「平成18年度高知県電気事業会計決算」
「平成18年度高知県工業用水道事業会計決算」
「平成18年度高知県病院事業会計決算」
「平成18年度高知県一般会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県県営森林事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算」
「平成18年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算」

- 人事議案(3議案)
「高知県土地利用審査会の委員の任命についての同意議案」
「高知県取用委員会の委員の任命についての同意議案」
「高知県副知事の選任についての同意議案」

- 議員提出議案(15議案)
条例議案(1議案)
「清潔で美しい高知県をつくる条例議案」
意見書議案(12議案)
「地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書議案」
「公的保育制度の堅持・拡充、保育・児童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書議案」
「メディカルコントロール体制の充実を求める意見書議案」
「ハンセン病問題基本法(仮称)を制定し、国立ハンセン病療養所を地域に開かれた医療・福祉施設として存続・発展させることを求める意見書議案」
「障害肝炎被害者に対し、一律救済を求める意見書議案」
「温室効果ガスの排出権取引制度の早期創設を求める意見書議案」
「トネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書議案」
「ハウス燃油への支援を求める意見書議案」
「漁業用燃油価格の高騰対策を求める意見書議案」
「原油価格の高騰に関する対策を求める意見書議案」
「地方鉄道の経営支援を求める意見書議案」
「道路特定財源の確保を求める意見書議案」

- 決議議案(2議案)
「高知医療センターの経営改善を求める決議議案」
「事故修理機の運航に関する決議議案」

●否決された議案(2議案)
議員提出議案(2議案)

- 条例議案(1議案)
「高知県立総合看護専門学校等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案」

- 意見書議案(1議案)
「取り調べの可視化の実現を求める意見書議案」

●否決された修正案(1修正案)
議員提出修正案(1修正案)

- 「平成19年度高知県一般会計補正予算に対する修正案」
●採択された請願(1件)
「後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願について」
●不採択とされた請願(3件)
「すべての子供に行き届いた教育を進めるための請願について」(2件)
「授業料助成の実施など、私学助成の拡充を求める請願について」
●継続審査とされた請願(1件)
「警察署再編計画案の再考を求める請願について」

議員提案により「清潔で美しい高知県をつくる条例」ができました

私たちのふるさと高知は、温暖な気候や緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋など豊かな自然環境に恵まれています。そして、その豊かな自然環境と美しい景観は、次の世代へ引き継ぐべき貴重な財産であり、本県を訪れる数多くの観光客を魅了するとともに、県民生活を支える農林漁業をはじめとした産業の基盤ともなっています。

しかしながら、私たちの周りを見渡してみると、空き地や河川、海岸、道路、公園、そして観光地に至るまで、さまざまな場所にごみが投げ捨てられ、生活環境を悪化させ、美観を損ねていることが珍しくありません。

このため、私たち一人ひとりが、ふるさとの清潔で美しい県土がかげがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で美化活動の取組を実践するとともに、県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等が協働して、美観や清潔さを保持し、周辺的生活環境を損なわないよう配慮し、清潔で美しい県土づくりを推進していくことが極めて重要となっています。

この条例は、県土の美観の保持及び回復を推進し、快適な生活環境の実現に寄与することを目的としたものです。

清潔で美しい高知県をつくる条例の構成

条例の目的

この条例は、清潔で美しい県土づくりについて、基本理念を定め、県、県民等、事業者及び土地所有者等の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県土の美観の保持及び回復を推進し、もって快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする

基本理念

- 1 清潔で美しい県土づくりは、自らが行うという意識の下に、県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等が、その責務又は役割を自覚して遂行することにより行われなければならない
- 2 清潔で美しい県土づくりは、県、市町村、県民等、事業者、土地所有者等その他すべての関係者が相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない

関係者の責務と役割

県の責務 ●県土の総合的かつ広域的な美観施策を積極的に推進	市町村の役割 ●一般廃棄物の適正な処理に必要な措置 ●ボランティア制度その他の県の美観施策への協力	県民等の責務 ●自発的な地域の美化活動 ●県及び市町村の美観施策への協力	事業者の責務 ●事業活動を行うに当たっての美観の保持及び回復 ●従業員に対する意識啓発 ●県及び市町村の美観施策への協力	土地所有者等の責務 ●所有し、占有し、又は管理する土地及び建物その他の工作物について、美観の保持及び回復 ●県及び市町村の美観施策への協力
---	--	---	--	--

個別の取り組み

①県管理地等の美観の保持等 県の土地及び建物その他の工作物について、美観の保持及び回復に配慮した維持管理	③県民等の美化活動の支援 県民等及びNPOが行う自主的な美化活動の促進のための情報の提供、相互に意見を交換するために必要な支援	⑤県民一斉美化活動月間の制定 関心と理解を深めるため、県民一斉美化活動月間を設け、その趣旨にふさわしい事業を行う	⑦市町村との連携・支援等 市町村と連携を図り、市町村が行う美観施策について、情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援に努め、必要に応じ、国等及び市町村に対し意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請
②ボランティア制度 美化活動並びに美観の保持及び回復に関する啓発を行うボランティア制度を設ける	④美化活動協定の締結 県と事業者及びその関係団体等との間における、美化活動協定の締結	⑥学習の振興等 関心及び理解を深めるため、学習の振興及び広報活動の充実を図る	

施行日 平成19年12月28日(条例公布の日)
お問い合わせ先 高知県文化環境部廃棄物処理推進課(TEL088-823-9687)

常任委員会の動き(11月~2月)

総務委員会

- 11月29日
高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例について
- 12月20日・21日・25日(12月定例会中)
付託された10件の議案を審査し、いずれも原案どおり可決。請願2件、意見書案3件を審査。

文化厚生委員会

- 12月20日・21日・25日(12月定例会中)
付託された9件の議案を審査し、8件を原案どおり可決、1件を否決。請願1件、意見書案5件、決議案1件を審査。

産業経済委員会

- 12月20日・21日・25日(12月定例会中)
付託された4件の議案を審査し、いずれも原案どおり可決。意見書案5件を審査。
- 2月6日
アウトソーシング推進関連委託料に係る仕様書について

企画建設委員会

- 12月20日・21日・25日(12月定例会中)
付託された5件の議案を審査し、いずれも原案どおり可決または承認。請願2件、意見書案2件、決議案1件を審査。

特別委員会の動き

少子化対策・子育て支援特別委員会

- 12月6日
・少子化対策関連事業の取り組み状況について
・国・他県等の少子化対策について
- 1月31日
・今後の方向性について

12月定例会 常任委員会 委員長報告 要旨

総務委員会

付託を受けた議案は、全会一致をもって可決した。
 請願2件のうち、「警察署再編計画案の再考を求める請願について」は、全会一致をもって継続審査とし、「すべての子供に行き届いた教育を進めるための請願について」は、賛成少数をもって不採択とした。

■森林環境税について(高知県税条例の一部を改正する条例議案)

執行部から、平成15年から5年間導入してきた森林環境税について、これまでの成果、県民の意見、森林の現状を踏まえ引き続き5年間延長しようとするものであるとの説明があった。
 委員から、延長する期間、税額について質問があった。
 執行部からは、県民アンケートでの意見や京都議定書の約束期間を考慮し、平成20年からの5年間とする、税額はこれまでと同額とし、国の環境税の議論の状況によっては見直しもあり得るとの答弁があった。
 また別の委員から、企業負担分の増額も選択肢の一つではないかとの質問があった。
 執行部からは、企業の負担増は、景気の動向から理解を得るのが難しいなどの議論があったこと、また事業に必要な経費については、これまでと同額で対応が可能との検討結果から現行どおりとするとの答弁があった。

■財政健全化判断比率について

委員から、財政健全化法に基づく4つの指標を県財政に当てはめた結果について説明を求めた。
 執行部から、4つの指標のうち、実質公債費比率、将来負担比率は基準を下回っており、今後も改善していく見込みである。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、今後、赤字を出さない財政運営によりクリアすることは可能との説明があった。
 また、別の委員から4つの指標の適用時期について質問があった。
 執行部からは、財政健全化団体、財政再生団体となるかどうかの判定は、平成20年度以降の決算に適用されるとの答弁があった。

■全国学力・学習状況調査結果について

執行部から、全国学力・学習状況調査の結果、本県の中学生の基礎学力が全国平均を大きく下回っている状況について説明があった。
 委員から、学校現場や市町村教育委員会が危機感を持って取り組んできたのか、今回の結果を十分分析して真剣に取り組んでもらいたいとの要請があった。
 別の委員から、基礎学力が定着していないことは、これまでにも言われてきたが、結果が公表されてから対策を講じようとしている。なぜ後手になるのかとの質問があった。
 執行部からは、毎年到達度把握検査を実施し、中学生の学力が落ち込んでいる状況は把握していた。30人学級の研究校などいろいろな対策を講じているが、中学校現場に十分届いていなかった。今後は、現場への対策を確実に進めなければならないとの答弁があった。

文化厚生委員会

付託を受けた議案のうち、「高知県立総合看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案」については、賛成少数をもって否決し、その他の議案については、全会一致をもって可決した。
 また、「後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願について」は、全会一致をもって採択した。

■高知県立総合看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案について

提出議員から、この条例は県内における助産師の安定的な養成及び確保を図るため、平成20年度末とされている総合看護専門学校助産学科の廃止を平成27年度末まで延期しようとするものであること、平成17年12月定例会で廃止を議決した際の状況と現状が大きく変わっていることなど、提案理由の説明があった。執行部からは、参考意見として、助産師養成については、従来の専門学校での養成から、大学教育での養成が主流になっていることなどから、高知女子大学及び高知大学での助産師養成の整備を働きかけるとともに、両大学での整備が整うまでの間、助産師確保対策として、奨学金制度の拡充と潜在助産師の有効活用を考えているとの説明があった。
 委員から、総合看護専門学校では県内枠により一定県内定着が図れるが、大学で養成するとなった場合、現状の人数の県内定着を確保できるのかとの質疑があり、執行部からは、看護師確保の観点からも、県内枠の拡充や、教育の中で県内に残っていただくような動機づけをお願いしているとの答弁があった。
 別の委員から、大学での養成を見定めながら、助産師養成の空白期間をどうするかという点でこの条例議案を考える必要があるとの意見が出され、執行部からは、助産師養成の空白期間においては、奨学金を優遇することで、県外の大学などで助産師資格を取得した方に県内に就業定着してもらい、助産師確保につなげたいとの答弁があった。
 さらに別の委員から、現実の問題として、助産師の確保については執行部が責任を持って対処するという理解でよいかとの質疑や、執行部として平成21年度には高知大学による助産師養成を責任を持って確保できるのかとの質疑があり、執行部からは、助産師をいかに確保するかが大きな課題であり、それに向けて全力を挙げて取り組むとともに、早期の助産師養成に向けて高知大学にも今後さらに要請していきたいとの答弁があった。

■清潔で美しい高知県をつくる条例議案について

執行部から参考意見として、地域の清掃、美化活動は市町村が中心になって取り組みが進められており、条例に基づく施策を推進するためには、市町村と連携を図るよう十分協議していく必要があるとの説明があった。提出議員から、市町村と連携してきれいな県土をつくるという趣旨であり、施策については、これから段階的に詰めていくということで問題ないかとの質問があり、執行部からは、施策についてはこれから中身を詰めていかなければならないが、趣旨には反対するものではないとの答弁があった。

産業経済委員会

付託を受けた議案については、全会一致をもって可決した。

■アウトソーシング推進関連委託料について

農業振興部及び産業技術部から農業大学校及び農業技術センターや果樹試験場など出先機関の業務の一部を平成20年4月から外部委託するとの説明があった。
 農業振興部に関して、委員から、「偽装請負」があってはならないが、どのように考えるかとの質疑があった。
 執行部からは、委託元は現場で業務従事者に直接指示できないため、委託先責任者を通じて指示するとの答弁があった。
 別の委員から、無理なアウトソーシングにより業務の質が低下する心配はないかとの質疑があった。
 執行部からは、プロポーザル方式等による契約とし仕様書で有資格者を入れるなどの条件を盛り込み適切に対応していくとの答弁があった。
 続いて、産業技術部に関して、委員から、今回の対象業務は一部を除き専門性が求められる内容であり一律にアウトソーシングすれば本来の役割を維持できなくなるのではないかと心配するがどうか。また、実施の是非も含めて精査する余地はないかとの質疑があった。
 執行部からは、支障がない業務を選別している。委託後も課題や問題点を十分検証し、委託が適当でないと判断された業務については直営に戻すことも検討したい。来年度以降、アウトソーシングを行いながら検証し、精査していきたいとの答弁があった。
 別の委員から、アウトソーシングは新陳代謝やコスト削減が期待できる反面、これまで働いていた方々の雇用の確保など、心配な部分も多く、利点ばかりとは言えない。もし業務の遂行に支障が生じた場合は、現場のありのままの状況を議会にも報告してほしいとの要望があった。
 議論の後、委員から、両部に係るアウトソーシング推進関連委託料に関する修正案が提出されたが、賛成少数で否決された。
 なお、多くの委員から、委託業務仕様書の内容を審査する機会及び契約の相手についての説明を受ける機会を設けてほしいとの要請があり、執行部もこれを了承した。

■高知競馬の現状と今後の対応について

委員から、競馬組合議会で基金の取り崩しが承認されても、赤字状態が続けばすくなくなくなるのではないかと質問があった。
 執行部からは、赤字状態からの脱却には基金の取り崩ししかない。馬券の売上減少を織り込んだ経営計画を作り、関係者と力を合わせて来年度を乗り切り、次の年度へつなげていきたいとの答弁があった。

企画建設委員会

付託を受けた議案は、全会一致をもって可決または承認した。
 請願2件のうち、「すべての子供に行き届いた教育を進めるための請願について」は、賛成多数をもって採択し(なお、閉会日の本会議において、不採択となった)、「授業料助成の実施など、私学助成の拡充を求める請願について」は、賛成少数をもって不採択とした。

■東京事務所費について

執行部から、現在入居しているビルが耐震強度に問題があるため、移転先を探していたところ、千代田区内幸町に適地が見つかったとの説明があった。
 委員から、移転先の賃借料は高すぎるのではないかと思うがとの質疑があった。
 執行部からは、この周辺の相場でいくとやむを得ないと判断したとの答弁があった。
 別の委員から、知事は東京事務所の体制の強化を図ろうとしているが、厳しい財政の中で、これだけの金額を確保して移転するのだから、この面積で賄えるように、知事も協議を進めてもらいたいとの意見があった。
 執行部からは、県庁のミッションを踏まえた最前線基地としてふさわしい整備をすることが大切であると思う。移転予定先のスペースの中で工夫してやりくりしていくのが基本だと考えているとの答弁があった。

■高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案について

執行部から、暴力団員を県営住宅等に入居させないよう、必要な改正をしようとするものであるとの説明があった。

■請願について

委員から、子供の教育の機会を守っていくことは必要であり、授業料助成を一層充実させるとともに、私学の経営も大変厳しいと聞いているので、私学助成についても、さらに努力をしてもらいたいとの意見があった。
 また、別の委員からは、私学への補助は、県の財政から見れば、相当努力をしており、すべて満足とはいかないが、評価をしているとの意見があった。

■ボンバルディア機について

執行部から、高知龍馬空港において胴体着陸した事故機を来年1月1日より、高知一伊丹路線から復帰させるという報告が全日本空輸からあったが、県民感情として到底容認できるものではなく、再考を求めた。会社としては、再度本社の中で検討するということがあったとの説明があった。
 委員からは、県の思いが伝わっていないのではないかと。県議会としても、県民の思いを伝えるような形をとるべきではないかといった意見があり、全会一致で決議議案を本会議に提出することとした。

議会中継

- 本会議と予算委員会の審議の様子を開始直前から終了まで、休憩中を除き議場の様子をそのまま中継します。
- インターネット及びケーブルテレビでご覧になれます。

インターネット

- 生中継(ライブ中継)及び録画中継しています。
- 高知県議会ホームページの「議会中継」からご覧いただけます。
- [ホームページアドレス] <http://www.pref.kochi.jp/gikai/>
- ※中継をご覧になるには、Windows Media Player(Ver9もしくはVer10)が必要です。

ケーブルテレビ

- 生中継(ライブ中継)を下記ケーブルテレビ局で放送しています。
- 高知ケーブルテレビ(19CH)(デジタル715CH)
- 西南地域ネットワーク(1CH)
- よさこいケーブルネット(9CH) ※なお、詳細については、ご加入のケーブルテレビ局にご確認ください。
- 香南ケーブルテレビ(3CH)

2月定例会の開催日程(予定)

2月22日(金)	開 会	【中継】
29日(金)	質疑並びに一般質問	【中継】
3月 3日(月)	“ ”	【中継】
4日(火)	“ ”	【中継】
5日(水)	“ ”	【中継】
6日(木)	予算委員会	【中継】
7日(金)	“ ”	【中継】
10日(月)	常任委員会	【中継】
11日(火)	“ ”	【中継】
12日(水)	“ ”	【中継】
13日(木)	“ ”	【中継】
14日(金)	“ ”	【中継】
17日(月)	“ ”	【中継】
19日(水)	閉 会	【中継】

※予定ですので、変更になる場合があります。傍聴の際には、議会事務局 議事課(TEL 088-823-9534)で必ず日程をご確認ください。
 ※定例会、委員会の開催予定は高知県議会ホームページに掲載しています。



お知らせ

決算特別委員会 審査結果報告

12月定例会(12月12日)本会議において、西岡寅八郎委員長は、平成18年度公営企業会計及び一般会計、各特別会計決算議案の委員会での審査結果を報告し、採決の結果、全会一致で認定しました。



本会議で報告をする西岡委員長